

四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱

令和7年3月21日
告示第28号

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市地域猫活動推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号）の動物愛護の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、公衆衛生の向上、動物愛護及び管理について理解を深め、人と動物の調和のとれた共生社会を実現していくことを目的として、地区等が行う地域猫活動において飼い主のいない猫の不妊去勢手術等の費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 四万十市内に生息する猫のうち所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をするもの）のいない猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術等 メス猫に対する卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術、オス猫に対する睪丸摘出手術並びに手術済みであることを示すための耳先端部分へのV字カットを実施することをいう。
- (3) 地域猫活動団体 四万十市内の地区会等の地域自治組織又は地域猫活動が行われる地域内住民を代表とする3人以上で構成され、地域猫活動を行う団体。ただし、市が観光地等の住居区域外での活動を認める場合は、当該地域外住民で構成された団体も差し支えない。
- (4) 地域猫活動 地域猫活動団体が、地域に住む住民の十分な理解の下、飼い主のいない猫の不妊去勢手術等を行い、給餌・給水、給餌・給水場及びトイレの設置、清掃等衛生管理、猫の遺棄対策等を実施することで、人と動物の調和のとれた共生社会を目指す一連の活動をいう。
- (5) 診療施設 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に定義される診療施設をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、地域猫活動団体とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域猫活動団体を支援するために行う、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術等に要する経費への補助事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象事業における飼い主のいない猫の不妊去勢手術等に要する経費とする。

(補助限度額)

第7条 市長は、補助事業者が行う不妊去勢手術等に要する費用で、飼い主のいないメス猫1頭につき15,000円、オス猫1頭につき8,000円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める期日までに、四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動計画書（別紙1）
- (2) 地域猫活動スケジュール（別紙2）
- (3) 活動地域の地図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときは四万十市地域猫活動推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(交付条件)

第10条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (2) 第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないこと。
- (4) 四万十市内の地区会等の地域自治組織以外からの申請の場合は、その代表者が市税を滞納していないこと。

(変更承認等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ四万十市地域猫活動推進事業費補助金変更申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容等を変更、中止、又は廃止しようとする場合。ただし、軽微な変更（補助事業に要する経費の30パーセント以内の変更、もしくは補助事業の内容の変更を伴わず、かつ、補助金交付決定額の30パーセント以内の減額変更）をしようとする場合は、この限りでない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定後、四万十市地域猫活動推進事業費補助金変更決定通知書（様式第5号）により当該申請をした補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、四万十市地域猫活動推進事業費補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動計画実施状況報告書（様式第7号）
- (2) 不妊去勢手術等の費用が記載された領収書及び耳の先端をV字カットしたことが確認できる書類（領収の明細等又はV字カット実施済みの顔写真）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受け、その内容を審査し適当と認めたときは、補助額を確定し、四万十市地域猫活動推進事業費補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知する。ただし、算出された補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付請求書（様式第9号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(請求及び受領の委任)

第15条 補助事業者は、当該補助金の交付の請求及び受領を、不妊去勢手術等を行った診療施設等に委任することができる。

- 2 前項により委任する場合、当該交付決定者は、不妊去勢手術等に要する経費のうち当該補助

金を差し引いた自己の負担に係る額のみ、委任した診療施設等に支払うことができるが、すでに不妊去勢手術等に要する経費のうち自己の負担に係る額も支払っている場合は、前項による委任はできないものとする。

3 第1項の規定により委任を受けて請求及び受領を行う診療施設等（以下「代理受領者」という。）は、前条第1項の規定による補助金交付請求書に、不妊去勢手術等証明書（様式第10号）及び、請求及び受領に関する委任状（様式第11号）を添えて市長に補助金の交付を請求するものとする。

4 前条第2項の規定による補助金の交付は、代理受領者への交付をもって当該交付決定者に対して交付されたものとみなす。

（補助金の交付の取消及び返還）

第16条 市長は補助事業者又は代理受領者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（2）この告示の規定に違反したとき

（3）前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められたとき

（情報の開示）

第17条 この補助事業に関して四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第9条の規定による非開示項目以外の情報は、原則として開示するものとする。

（報告及び調査）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。補助事業者は、市長の求めに応じなければならない。

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日告示第28号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日告示第36号）